

国・県・市改正の変遷（詳細は要綱や手引きにてご確認ください。）

①を満たすものうち、②～⑤までの要件をどれか満たすものが対象

下線部が、変更前比較の拡充部分

転入日	①移住等に関する要件		その他の事項	②就業要件等	③テレワークに関する要件	④関係人口	⑤起業に関する要件	金額
	移住元要件	移住先要件						
R7.4.1～	<p>・aとbを両方満たす</p> <p>a 転入前の10年間に遡算5年以上東京23区に在住していた、又は転入前の10年間に遡算5年以上東京圏に在住し東京23区に通勤していた</p> <p>東京圏に在住しつつ、東京23区の大学等へ通学し、東京23区の企業等へ就職した者については通学期間も修業年限を上限として対象期間とすることができる</p> <p>b 転入直前に連続して1年以上東京23区に在住していた、又は転入直前に連続して1年以上東京圏に在住し東京23区に通勤していた（通勤は転入の3か月前まで1年の期間の起算点とすることができる）東京圏に在住しつつ、東京23区の大学等へ通学し、東京23区の企業等へ就職した者については通学期間も修業年限を上限として対象期間とすることができる</p>	<p>・ 移住支援金申請時点で転入後3か月以上1年以上以内</p> <p>・ 転入先の市に移住支援金申請日から5年以上継続して居住する意思がある</p>	<p>以下の全てを満たす場合に対象となる。</p> <p>・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>・ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>・ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返済した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員であった者が、5年以上経過し、18歳以上となった方の場合を除く。</p> <p>・ 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び雑産税をいう。）を滞納していないこと。</p> <p>・ その他申請者の居住する都道府県又は市町村が移住支援金の対象として不適当と認めないこと。</p>	<p>I一般就業 a～fを満たす</p> <p>a 勤務地（就業場所）が東京圏以外</p> <p>b 転入日時点で満50歳以下（愛知県要件）</p> <p>c 就業先があいち11 ターンその他都道府県のマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された求人情報を通じて就業した法人等であること。</p> <p>d 求人への応募日が、マッチングサイトにcの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。</p> <p>e 遡20時間以上の無期雇用契約で移住支援金申請時に連続して3か月以上在職</p> <p>f 移住支援金申請日から5年以上継続して勤務する意思がある</p> <p>g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、当該就業先に新規に雇用されるものであること。</p> <p>※【削除】 就業先の代表者等が3親等内の親族でないこと</p> <p>II 専門人材の場合 a～eを満たす</p> <p>プロフェッショナル人材事業等を利用して転入した場合</p> <p>a 勤務地（就業場所）が東京圏以外</p> <p>b 遡20時間以上の無期雇用契約で移住支援金申請時に連続して3か月以上在職</p> <p>c 移住支援金申請日から5年以上継続して勤務する意思がある</p> <p>d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、当該就業先に新規に雇用されるものであること。</p> <p>e 目的達成後解散前提のプロジェクトの参加等、離職前提でないこと</p>	<p>a～cを満たす</p> <p>a 自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠とし移住元での業務を引き続き行うこと</p> <p>b 地方創生テレワーク交付金において資金提供されていないこと</p> <p>c 遡20時間以上の無期雇用契約で雇用保険被保険者としてテレワークにより就業（原則恒常的に通勤しない）（愛知県要件）</p>	<p>（豊橋市要件）</p> <p>転入日の年齢が50歳以下であり、<u>（ア）及び（イ）に掲げるいずれかの要件に該当し、かつ（ウ）から（オ）までに掲げるいずれかの要件に該当すること。</u></p> <p><u>（ア）豊橋市内の大学（短期大学部含む）又は高等学校に在籍していた者</u></p> <p><u>（イ）転入する日の属する年度の前3年間に、豊橋市へのふるさと納税を行い、体験型の選礼品を選択した者</u></p> <p><u>（ウ）豊橋市の認定農業者又は認定農業者となる見込みのある者</u></p> <p><u>（エ）豊橋市の認定新規就業者又は認定新規就業者となる見込みのある者</u></p> <p><u>（オ）豊橋市内に本店のある企業に就業をする者。 ※就業要件別途(1)～(9)あり</u></p> <p>関係人口 就業要件</p> <p>(1) 官公庁への就業ではないこと。</p> <p>(2) 大企業への就業ではないこと。</p> <p>(3) 転入日より前に、当該就業先の企業説明会に参加又は面接を受ける等の関わりを有していること。</p> <p>(4) 遡20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。</p> <p>(5) 当該就業先において、移住支援金の申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有すること。</p> <p>(6) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、当該就業先に新規に雇用されるものであること。</p> <p>(7) 当該就業先が雇用保険の適用事業主であること。</p> <p>(8) 当該就業先が風俗営業等でないこと。</p> <p>(9) 当該就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。</p> <p>※【削除】 移住支援金の交付を受けようとする者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の職務を担う職務を兼ねている法人への就業でないこと。</p>	<p>創業支援事業における「創業支援金」の交付決定を受け、個人事業の開業又は法人の設立を行っていること</p> <p>・ 年60万円</p> <p>・ 世帯100万円</p> <p>（世帯に18歳未満の子どもがいる場合は、1人につき100万円加算）</p>	

※R5.11.1～ 豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金の子育て支援に係る補助（子育て奨励金）の補助金の交付決定を受けているものは、世帯に子どもがある場合に係る加算金は、加算しない